



市議会第1回・第2回臨時会、補正予算などの議案を可決・承認

総務課 ⑧77514963
⑧77519819

平成31年第1回臨時会が、3月27日に開催されました。この議会では、3月定例会で修正議決された平成31年度一般会計当初予算を再議に付し、先の議決のとおり可決されました。

平成31年第2回臨時会が、4月16日に開催されました。この議会では、補正予算案などの議案が審議され、市長提出の4議案は全て原案のとおり可決または承認されました。可決された補正予算には、風しん抗体検査・予防接種を行うための費用などを計上しています。

新しいごみ処理施設の用地を募集

環境政策課 ⑧77516925
⑧77519872

市は、伊奈町と建設する新たなごみ処理施設の建設候補地を募集します。応募のあった土地は、両市町で抽出した土地と合わせて評価して、候補地を決定します。【申請資格】応募地の事務区長 【応募条件】次の

全ての条件を満たす土地①おおむね6分程度②事務区内で合意を得ている③地権者の同意がある、または得る見込みがある④稼働期限を設けずに施設が稼働できる⑤暴力団員が所有する、または暴力団員から移転された土地ではない⑥建築物、構造物が少ない⑦一面の土地であるなど

①申請書、提出書類(いずれも市ホームページからダウンロード)に必要事項を記入して、6月3日(月)～8月30日(金)に直接、環境政策課へ ※詳しくは、市ホームページをご覧ください。

マイナンバー通知カードの受け取りは8月31日(土)までに

市民課 ⑧78218790
⑧77519827

平成27年12月までに不在などで市に返送されたマイナンバー通知カードの保管期限は、8月31日(土)です。期限を過ぎると、国の通知に基づき廃棄処理しますので、早めにお受け取りください。なお、廃棄後は再交付扱いとなりますので手数料500円がかかります。 ①市民課 ②平成27年11月のマイナンバー通知カード一斉送付時に、上尾市に住民登録があり、引き続き上尾市に在住で、受け取っていない人 ③本人または同一

プレミアム付商品券の利用登録店舗を募集

プレミアム付商品券対策室(6月3日(月)から)
⑧775-3548・⑧775-5024

10月1日(火)から実施する、プレミアム付商品券が利用できる店舗を募集します。

この商品券は、国の「消費税率引き上げに伴う対応」の臨時・特別措置で、消費税率の10%への引き上げが、低所得者・子育て世帯の消費に与える影響を緩和するとともに、地域における消費を喚起・下支えすることを目的に発行するものです。

【利用登録できる店舗】市内の店舗または事業所 【利用できない主な商品・サービス】不動産・金融商品、たばこ、商品券・プリペイドカードなど換金性の高いもの、公共料金・税金・医療費の支払い、その他店舗が利用不可としたもの ①申込書(プレミアム付商品券対策室(市役所5階)にある。市ホームページからダウンロードも可)に必要事項を記入して、7月31日(水)まで(必着)に直接または郵送でプレミアム付商品券対策室(〒362-8501本町3-1-1)へ

行政相談委員を委嘱

市民協働推進課 ⑧77514597
⑧77510007

行政相談委員は、民間の有識者の中から総務大臣が委嘱し、住民の皆さんから、国の行政に対する苦情・意見・要望などを聴き、問題の解決を促進するとともに、それらの意見

世帯の人／本人確認ができる代理人／本人と代理人の本人確認ができる物、委任状

を基に行政運営の改善を進めます。左記の5人が4月1日付で総務大臣から委嘱されました。

- 行政相談委員(順不同・敬称略) 大崎純子、松澤美智子、山根充夫、加藤ふみ子、高瀬裕治
- 定例相談日(29ページ参照) 毎月第1(火)(祝を除く)10～12時 ①

市民相談室(市役所第三別館1階)



令和元年度埼玉県教科書展示会

指導課 ㊟77519672
77515633

市教育委員会では、公立小・中学校で使用する教科書の見本などを展示します。 ㊟6月14日(金)〜27日(木)11〜18時(予定) (27日は14時まで) ㊟文化センター

児童手当現況届の提出

子ども支援課 ㊟7755120
7745342

児童手当を受給している人は、毎年6月に現況届の提出が必要です。現況届は6月1日現在の状況(児童の養育状況、所得、加入している年金の種類)を確認し、引き続き手当を受けられるかどうかを審査するものです。該当者には6月初旬に現況届を郵送しますので、必要事項を記入後、提出してください。提出がないと、6月分以降の手当が受けられなくなりしますので、注意してください。 【提出期間】6月1日(土)〜29日(土) 【提出方法】同封の返信用封筒で、郵送または直接、子ども支援課または各支所・出張所へ ※必要に応じて健康保険証の写しなどの書類を添付してください。 ※市ホームページから電子申請することもでき

ます。電子申請にはマイナンバーカードと、マイナンバーカードに対応するスマートフォンまたはICカードリーダーが必要ですよ。

危険ブロック塀等の撤去築造補助

建築安全課 ㊟7758490
77519906

公衆用道路などに面した高さ80センチ以上の塀または門柱(ブロック塀、石造その他の組積造、万年塀)で、点検項目(高さが地盤面から2.2メートルを超えるもの、傾きやひび割れがあるなど)により危険ブロック塀などと判断されたものの撤去工事や、撤去後のフェンスなどの築造工事に対して、費用の一部を予算の範囲内で補助します。 ㊟次の①〜③の全ての条件を満たすもの①点検項目で不適合のある危険ブロック塀等の撤去工事で、その処理処分まで行う②公衆用道路などに面するブロック塀など(隣地境界にある塀などは除く)③市内業者の施工による 【補助金額】①危険ブロック塀等撤去/1平方メートルあたり7千円または工事額のうち少ない額②フェンス等築造/1メートルあたり1万5千円または工事費の2分の1のうち少ない額 ※①②ともに20万円が上限です。

委員会の録画配信を開始

議事調査課 ㊟775-9467・㊟776-2230

市議会では、議会改革の一環として、開かれた議会の実現に向け、6月定例会から常任委員会(総務・文教経済・都市整備消防・健康福祉)と特別委員会(特定の事件を審査するため必要がある場合に設置)の録画配信を行います。 ㊟委員会の様子を録画した映像を、会議が行われた翌日(土)(日)(祝を除く)に配信する 【視聴方法】市議会ホームページ(㊟https://www.city.ageo.lg.jp/site/s_higikai/)の「議会議中継」から

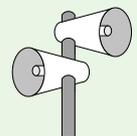


委員会の様子(実際の放映角度とは異なります)



市議会
ホームページ

防災行政無線を用いた緊急地震速報の伝達訓練



危機管理防災課 ㊟775-5140・㊟775-9927

地震や武力攻撃などの災害時に、国から「全国瞬時警報システム(Jアラート)」を通じて送られてくる緊急情報を、防災行政無線を用いて確実に皆さんにお伝えするため、情報伝達訓練を行います。これは、全国一斉に行われる訓練です。 ㊟6月18日(火)10時ごろ ㊟下表のとおり

防災行政無線による試験放送

市内128カ所に設置してある防災行政無線から一斉に、最大音量で次のように放送されます。

- ①「こちらは、防災上尾です」
- ②「ただ今から訓練放送を行います」
- ③(緊急地震速報チャイム音)
- ④「緊急地震速報。大地震(おおじしん)です。大地震です。これは訓練放送です」を3回
- ⑤「これで訓練放送を終わります」
- ⑥「こちらは、防災上尾です」

国民健康保険 被保険者証を更新

保険年金課(国保資格・課税担当)

☎78216471
☎77519827

8月1日(木)から、1年間使える国民健康保険(国保)被保険者証を更新します。新しい被保険者証(灰色)は、6月下旬から順次、簡易書留で郵送します。

■勤務先の健康保険へ変更した人

国保を脱退する手続きが必要です。**【必要書類】**国保被保険者証、勤務先の被保険者証、本人確認ができる物、脱退者と世帯主のマイナンバーが分かる物 **【受付窓口】**保険年金課または各支所・出張所

■70歳以上の国保加入者

70歳の誕生日の翌月(1日生まれの人は誕生日)から75歳の誕生日の前日までは、国保被保険者証兼高齢受給者証を医療機関などの窓口で提示することで、負担割合が2割または3割になります。負担割合を判定する所得基準は**下表**のとおりです。負担割合の判定は、同一世帯に属する70〜74歳の国保加入者の所得を基準に行うため、同一世帯の70〜74歳の人は同じ負担割合になります。
※同一世帯内の70〜74歳の人が国保

を加入・脱退した時や、所得額などの変更があった時は、負担割合をさかのぼって変更することがあります。

自己負担割合 (世帯単位)	判定基準(対象者/同一世帯の70〜74歳の国保加入者)
2割	①対象者全員の市・県民税課税標準額が145万円未満の人 ②誕生日が昭和20年1月2日以降の対象者がいる世帯で、対象者全員の旧ただし書き所得*の合計額が210万円以下の人
3割 (現役並み所得者)	上記①②に該当せず、市・県民税課税標準額が145万円以上の対象者が1人でもいる世帯の人

*総所得金額および山林所得金額ならびに株式・長期(短期)譲渡所得金額などの合計から基礎控除額33万円を控除した額(雑損失の繰越控除額は控除しない)

市・県民税の納付は6月から

市民税課 ☎7755131

☎7759846

平成31年度の市・県民税(住民税)額を6月に決定します。課税される人には、次の①〜③の各通知書で年税額などをお知らせします。

また、昨年度の申告内容や収入の種類などにより、年税額を複数の方法で納付する場合がありますので、注意してください。※非課税となる人に通知書は送付しません。

■通知書、納付方法

①給与所得等に係る市民税・県民税特別徴収税額の決定通知書(勤務先から配布)／6月〜令和2年5月の

毎月の給与から、市・県民税を12回に分けて特別徴収(天引き)します。

②公的年金等所得に係る特別徴収税額の決定通知書(市から郵送)／4月

〜令和2年2月までの各支給月に支給(6回)される公的年金から市・県民税を天引きします。なお、4・6・8月は、前年度に通知した仮徴収税額を天引きします。②に加え①の方法でも納付する人は、②の通知書に内訳が記載されています。

③納税通知書(普通徴収分)(市から郵送)／年税額のうち、①②以外の税額を4回に分けて納付書または口座振替で納付します。③に加え①または②の方法でも納付する人は、③の通知書の1枚目に内訳が記載されています。

年金振込通知書の郵送

大宮年金事務所 ☎65213399

ねんきんダイヤル ☎0570051165

年金振込通知書は、金融機関などの口座振り込みで年金を受け取っている人に、毎年6月に1年分の年金支払額などをお知らせするものです。年金支払額に変更があったときは、その都度、当月と次回以降の年

金支払額などを記載した通知書を郵送します。

年金から特別徴収(天引き)されている保険料(税額と個人住民税額)については、**左表**の担当課に問い合わせてください。

保険料(税)	担当課	電話	ファクス
介護保険料	高齢介護課	775-5127	776-8872
国民健康保険	保険年金課	782-6471	775-9827
後期高齢者医療保険料		775-5125	
個人住民税	市民税課	775-5131	775-9846

ごみ収集カレンダーを配布

西貝塚環境センター ☎78119141

☎78119166

平成31年度『上尾市ごみ収集カレンダー』(7月1日〜令和2年6月30日分)を6月中旬に配布します。カレンダーは住んでいる地域(4地域)の収集日程に合わせて作成しています。ルールを守り、必ずカレンダーの日程に従ってごみを出してください。

市長通信 輝く!
あげお

上尾の誇る名産品

「上尾市には、名の通った名産品が少ない」という声を聞くことがあります。

しかし、そんなことはありません。上尾には、誇れる名産品が数多くあり、41品目が「上尾市観光協会推奨土産品」として、認定されています。

私は、上尾の推奨土産品をPRし、自慢できる上尾土産を作っていきたい。そして、市民の皆さんや、上尾を訪れる方にも知っていただき、お土産や贈り物として、ぜひ、利用していただきたいと思っています。

そんな思いから、新たに、「あげお市民セレクション選考会」を3月に実施しました。市民公募で選ばれた30人の選考委員が、「あなたが、大切な方に贈る土産品はどれですか?」という基準で、商



市の誇る名産品が揃っています

品のプレゼンを聞き、試食し、投票しました。結果、糍カレー、炭火本手焼の煎餅、上尾さぶれの3点が選考されましたので、今後、上尾の名産品としてPRしていきます。

5月11日には、「あげお お土産・観光センター」が、JR上尾駅東口直結のA-GEOタウン2階にオープンしました。名産品の販売はもちろんのこと、観光情報やイベント情報の提供、「あげお」などのイベントも行います。これを機に、「あげお」の名前のついた名産品を増やしたいと思っています。

皆さんもぜひお越しいただき、上尾の名産品を召し上がってみてください。

市長 富士山 稔

6/1

14時～

戸崎公園が一部オープン

みどり公園課 ☎775-8129・☎775-9906
戸崎公園管理事務所 ☎783-0577・☎726-0380

整備を進めてきた戸崎公園の一部が、6月1日14時にオープンします。戸崎公園は、18㍍のパークゴルフ場の他、多目的広場や子ども広場、ジョギングなどが楽しめる周回園路などがあり、管理棟には利用者休憩スペースを設けています。【費・利用時間】右表のとおり 市内に在住・在勤・在学の方 個人は当日、団体は利用する日の2カ月前以降(8月1日(木)より受付開始)に直接、管理事務所へ ※詳しくは、戸崎公園管理事務所に問い合わせください。



【概要】

所在地/戸崎662、敷地面積/約4.2㍍
主要施設/パークゴルフ場18㍍(あおきコース9㍍<北側>、つつじコース9㍍<南側>)、子ども広場、多目的広場、周回園路(約660㍍)、駐車場135台、管理事務所(休憩スペース約51平方㍍)

【パークゴルフ場(18㍍)の利用料金】

利用区分	市内に在住・在勤・在学の人	左記以外の人
一般・学生	500円	1,000円
中学生以下	250円	500円

※回数券割引(12枚綴り)もあります。

※用具(クラブ・ボール・ティー)の貸し出しは無料です。

【利用時間】

期 間	利用時間	休場日
6/1～ 8/31	8:00～18:00	毎週(月)が祝の場合、その翌日)
11/1～ 2/28	9:00～16:00	
3/1～ 5/31	9:00～17:00	12/29～1/3
9/1～10/31		

※オープン当日(6月1日)の利用時間は、14時からです。

後期高齢者医療保険料の均等割軽減特例の見直し

保険年金課 ㊟7755125

(高齢者医療担当) ㊟7759827

ねんきんダイヤル ㊟0570051165

後期高齢者医療保険料の均等割額

が9割軽減となっていた人は、今年度から8割軽減に変わります(左表参照)。

【表】年金収入80万円以下の場合

年度	平成30年度	平成31年度
軽減割合	9割軽減	8割軽減
納付額(月平均)	約347円	約695円

この制度変更に合わせて、10月から新たに年金生活者支援給付金制度が始まります。

● 老齢年金受給者 ㊟次の①～③の支給要件の全てに該当する人

①65歳以上で老齢基礎年金を受給②同一世帯の全員が市民税非課税③前年の年金収入額とその他の所得額の合計が87万9,300円以下 **【支給金額】**月額5千円まで ※保険料納付済期間により異なります。

● 障害基礎・遺族基礎年金受給者

㊟前年の所得額が42万1千円以下の人 **【支給金額】**障害等級1級の人/月額6,250円、障害等級2級の人や遺族/月額5千円

埼玉県後期高齢者医療健康長寿歯科健診

保険年金課 ㊟7755125

(高齢者医療担当) ㊟7759827

県後期高齢者医療広域連合給付課

㊟83333130

県後期高齢者医療広域連合では、次の被保険者に健康長寿歯科健診を実施します。お口の健康は、全身の健康につながります。疾病の予防や健康増進のため、ぜひ受診してください。㊟7月1日(月)～令和2年1月31日(金) ㊟埼玉県歯科医師会加入の実施医療機関 ㊟平成30年度に75歳(昭和18年4月2日)～昭和19年4月1日(生まれ)になった後期高齢者医療制度の加入者 ※平成31年度の市成人歯科健診は受診できませんので、ご注意ください。 ※対象者以外の加入者は、平成31年度の市成人歯科健診を受診してください。詳しくは、『平成31年度版上尾市健康カレンダー』14ページをご覧ください。 ㊟後期高齢者医療被保険者証、お薬手帳、県後期高齢者医療広域連合からの歯科健診に関わる郵送物一式

8/3^土 開催

あげお花火大会の協賛者を募集

市観光協会 ㊟775-5917・㊟775-5024

誕生(出産)、入学(園)、卒業(園)、合格、成人、入社、結婚、定年などの記念に、思いを込めた花火を打ち上げてみませんか。協賛していただいた人は、大会当日、会場内の協賛者席に招待します。また、協賛者名とメッセージは、花火大会リーフレットに掲載し、新聞折り込みでお知らせする他、花火大会会場(平方地区の荒川河川敷)で放送します。 ㊟申請書(市観光協会にある。市観光協会ホームページからダウンロードも可)に必要な事項を記入し、必要書類を用意して、6

【花火の種類と金額(1発当たり)】

種類	金額
3号玉	5,000円
4号玉	10,000円
5号玉	15,000円
7号玉	30,000円
10号玉	60,000円
10号玉(2発)	100,000円
スターメイン	300,000円
大スターメイン	600,000円
特大スターメイン	1,000,000円



月21日(金)までに直接またはファクスで市観光協会へ ※詳しくは、市観光協会へ問い合わせてください。

『広報あげお』5月号「市内2園目の休日保育事業を開始」の一部訂正

保育課 ㊟7755044

㊟7745342

『広報あげお』5月号12ページ市

(6月下旬に対象者へ郵送) ㊟希望する実施医療機関に直接予約 ※市外の歯科医院でも受診可能です。

市内2園目の休日保育事業を開始の記事中、利用時間と対象①の一部に誤りがありました。おわびして訂正します。

● **利用時間** ㊟保育標準時間認定の場合7～18時 ㊟保育標準時間認定の場合8～19時

● ㊟1 [正]1歳児クラス以上に通っている [誤]1歳児クラスに通っている ※2カ所あります。

市民意識調査の結果をお知らせします

広報広聴課 ☎775-4918・☎776-8873

市民の皆さんの行政全般に対する意向・要望などを把握して市政に反映させるため、市民意識調査を実施しました。このたび、その調査結果がまとまりましたので、概要をお知らせします。なお、詳しい調査結果については、市ホームページでご覧いただけます。

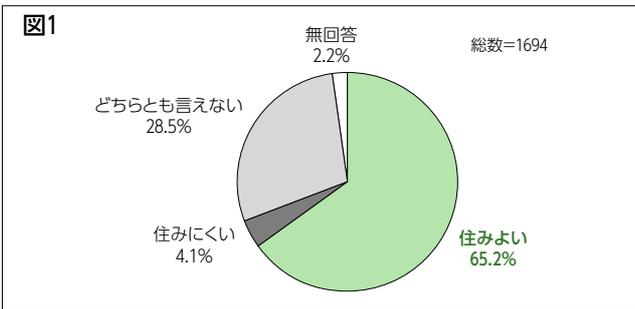


■調査の概要

- ・調査地域：市内全域
- ・調査対象者：市内に在住する18歳以上の市民3,000人を、住民基本台帳から無作為に抽出
- ・調査時期：平成30年11月
- ・調査方法：郵送による配布と回収
- ・回収状況：有効回収数1,694票(有効回収率56.5%)

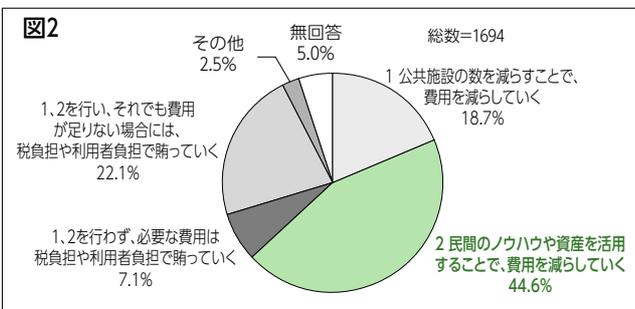
上 尾市の住みよさ

上尾市の住みよさについては、「住みよい」が65.2%となっています。(図1)



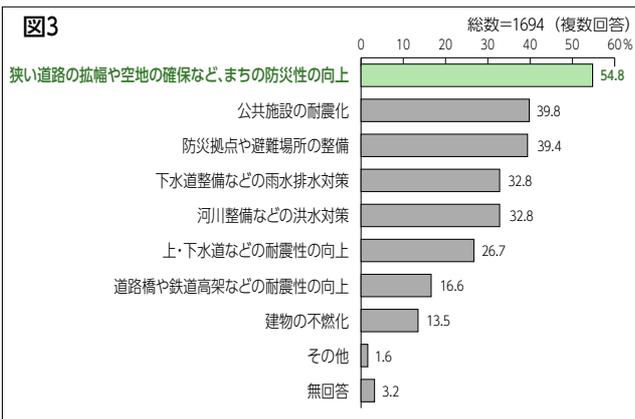
公 公共施設の維持管理にかかる費用

公共施設の維持管理にかかる費用については、「2 民間のノウハウや資産を活用することで、費用を減らしていく」が44.6%で最も割合が高くなっています。(図2)



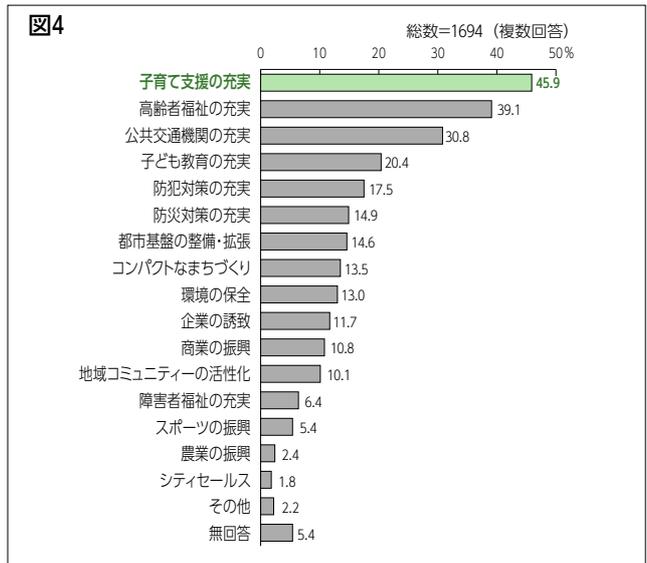
災 害に強いまちづくりに重要な取り組み

災害に強いまちづくりに重要な取り組みについては、「狭い道路の拡幅や空地の確保など、まちの防災性の向上」が54.8%で最も割合が高くなっています。(図3)



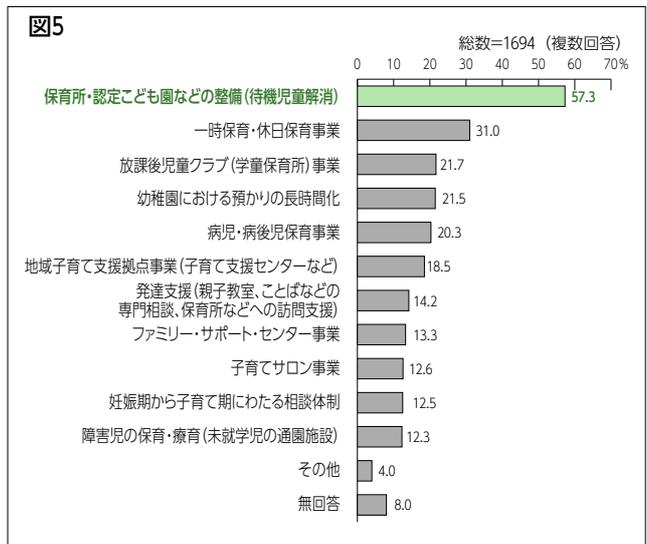
市 の施策の方向性

市政の重点については、「子育て支援の充実」が45.9%で最も割合が高くなっています。(図4)



充 実させたい子育て支援の取り組み

充実させたい子育て支援の取り組みについては、「保育所・認定こども園などの整備(待機児童解消)」が57.3%で最も割合が高くなっています。(図5)



今回の調査結果は、『第6次上尾市総合計画』策定などの基礎資料にする他、今後の市政運営の参考とします。



平成31年度

事務区長を委嘱

市民協働推進課 ☎775-4539・FAX775-0007

市内を114の区域(事務区)に分けて、その代表を事務区長として委嘱しています。事務区長は、事務区と行政を結ぶ連絡調整の役割を担っています(下表参照。敬称略、太字が各地区区長会長)。

上尾地区	
事務区	氏名
緑丘	武藤 昭夫
緑丘五丁目	山根 充夫
上町	田澤 信八
宮本町	小林 仁
仲町一丁目	岡田 貞夫
仲町二丁目	矢澤 宏和
愛宕一丁目	田中 功
愛宕二丁目	宮本 利章
愛宕三丁目	西谷 猛
栄町	近藤 勝巳
日の出	菊地 廣一
東町	椎名 康雄
陣屋	内山 茂代
二ツ宮一区	菊池 紀夫
二ツ宮二区	金子 範義
向原	石曾根 福吉
本町一・二丁目	戸枝 伸之
本町三・四丁目	今川 茂
本町五・六丁目	池田 優
春日	澤畑 稔裕
柏座一丁目	朽木 智
柏座二丁目	岡村 悦子
柏座三丁目	永倉 隆志
柏座四丁目	刀根 正克
谷津一丁目	新井 邦男
谷津二丁目	皆見 修
富士見	平田 秀明
富士見団地	中川 秀夫
原新町	矢澤 元夫
根貝戸団地	篠原 紀元
上尾東団地	堂原 芳春
ソフィア上尾	石井 義明

パーク上尾	飯野 哲弘
レック上尾	伴 義明
フィリア上尾	宮内 誠
エージタウン	木村 澄代
ピッコウ上尾	上野 禎

平方地区

事務区	氏名
南	永島 廣忠
下宿	渋谷 精康
上宿	今川 武夫
新田	関根 明
上野	石川 裕唯
平方領々家	矢澤 里二
上野本郷	横溝 晃

西貝塚

丸山団地	吉澤 和枝
------	-------

原市地区

事務区	氏名
第一区	高村 彰
第二区	石垣 宏
第三区	石川 進
第四区	黒須 明
第五区	矢倉 千代次
第六区	宮島 孝夫
第七区	鈴木 礼三
第八区	黒須 実
第九区	下里 良男
第十区	山崎 秀夫
柳通り北区	名取 邦光

大石地区

事務区	氏名
小泉	後藤 和夫
下芝	三瓶 明
中分	矢部 昭

藤波	高澤 孝明
井戸木	松井 紘二
中妻	細野 豊
浅間台	西脇 正典
弁財	田中 崇
小敷谷東部	木内 三郎
小敷谷西部	高桑 初雄
畔吉東部	山本 武
畔吉前原	井原 正
畔吉新田	大井川 健一
畔吉雲雀	藤波 政明
領家東部	藤波 和夫
領家西部	関根 康夫
三井	今屋 幸男
サニータウン	原 光一
泉台	田澤 六三

上平地区

事務区	氏名
町谷	大久保 林一
宮の下	小川 厚則
上郷	高橋 正一
箕の木	高山 孔一
上新梨子	坂牧 功
久保	和泉 安夫
西門前	前島 暁
南	鴨田 二三男
南新梨子	鴨田 和幸
下組	岡田 和信
北中地	石井 幸男
新田	金子 武
上組	長島 喜久夫
須ヶ谷	市ノ川 亨
上平塚	石野 知子
中平塚	井上 始郎

下平塚	神田 清二郎
ピッコウ上尾	柳橋 節男
上尾第一団地	長塚 正明
シラコバト団地	鵜殿 不盡彦
錦町	堀越 雅夫

大谷地区

事務区	氏名
地頭方	佐藤 健逸
壱丁目	関口 孝夫
今泉	田中 繁夫
東今泉	塚田 和男
向山	山田 洋一
大谷本郷	松本 昌浩
堤崎	吉澤 悦夫
中新井	下村 孝
戸崎	長澤 俊信
西宮下一区	加藤 秀男
西宮下二区	高橋 秀治
川	田口 孝三
戸崎団地	富田 一郎

原市団地地区

事務区	氏名
原市団地	栗田 尚

尾山台団地地区

事務区	氏名
尾山台団地	尾上 道雄

西上尾第一団地地区

事務区	氏名
西上尾第一団地	鈴木 照子

西上尾第二団地地区

事務区	氏名
西上尾第二団地	鮫嶋 紀子

ご利用ください 高齢者サービス

高齢介護課 ☎775-5124・☎776-8872



高齢者が自立し、生きがいをもって生活が送れるように支援するとともに、その家族の介護負担を軽減するためのサービスです。詳しくは、高齢介護課にお問い合わせください。※サービスはいずれも市内に住所がある人が対象です。

利用できる施設

●老人福祉センターことぶき荘(☎776-2265)

☑健康増進とレクリエーションの施設(無料入浴あり)
☑60歳以上の人 【開館日】(月)~(金)9時30分~16時(敬老の日を除く)と12月28日~1月4日は休館) ※詳しくは、ことぶき荘にお問い合わせください。

●老人だんらんの家

☑地区集会所など ☑高齢者同士の交流 ☑該当事務区内のおおむね60歳以上の人

手当・給付など

●日常生活用具の給付

☑火災警報器、自動消火器、電磁調理器を給付(事前に防災の配慮が必要かどうかの調査あり) ☑おおむね65歳以上の在宅で寝たきりまたは一人暮らしの人 ※世帯を構成する全員が住民税非課税であることが条件です。☑給付内容ごとの基準額を超えた場合は、自己負担あり

●要介護高齢者手当の支給

☑年3回(8・12・4月)、月額1万円(申請月から)を支給
☑65歳以上で、介護保険で要介護4・5の人(施設や医療機関などの入所・入院者を除く) ※世帯の生計中心者(所得の最も多い人)が所得税非課税であることが条件です。 ※要介護高齢者介護者慰労金の支給を受けている人を除きます。

●要介護高齢者介護者慰労金の支給

☑年3回(8・12・4月)、月額1万円(申請月から)を支給
☑65歳以上の介護保険で要介護4・5の人(施設や医療機関などの入所・入院者を除く)と同居し、常時介護している人 ※要介護高齢者手当の支給を受けている人を除きます。

●住替家賃の助成

☑民間賃貸住宅に住み、取り壊しにより転居を求められた高齢者世帯に、転居後の家賃の一部を1年間助成(転居先は民間賃貸住宅に限る) ※立ち退き請求があった時点での相談が必要です。【助成金額】転居後の住宅の月額家賃から転居前の住宅の月額家賃を減じた額(月1万円を限度) ☑市内に引き続き一年以上居住する65歳以上の一人暮らしの世帯または65歳以上の人を含む60歳以上で構成する世帯(世帯の生計中心者(所得の最も多い人)の前年度分の市民税所得割が非課税の世帯) ※生活保護を受けている人を除きます。

●紙おむつの給付

☑申請月から月1枚(4,690円)の紙おむつ券を交付し、次の①②のいずれかの方法で紙おむつを給付①市指定

の薬局・薬店で紙おむつ券と紙おむつを交換②償還払い(市指定の薬局・薬店以外で紙おむつを購入した場合は、領収証またはレシートを添付して申請すると、購入代金を指定口座に振り込む) ☑65歳以上で、介護保険で要介護4・5の人(施設や医療機関などの入所・入院者を除く)で、世帯の生計中心者(所得の最も多い人)が所得税非課税の人

●敬老祝金の贈呈

【贈呈額】75歳/5,000円、77歳/10,000円、88歳/20,000円、99歳/30,000円、100歳以上/50,000円 ※9月中旬に民生委員が届けます。☑8月31日現在、市内に引き続き一年以上住民登録がある75・77・88・99歳、100歳以上の人

その他のサービスなど

●徘徊高齢者等探索サービス

☑徘徊高齢者が所在不明になった時、居場所を確認できる位置探索端末機を貸与 ☑おおむね65歳以上の、在宅の認知症による徘徊症状のある人または初老期認知症の人を介護している人 ☑税抜き月額220円(開始時負担2,000円)または310円 ※業者によりいずれかの額になります。

●緊急通報システム

☑緊急通報機を貸与 【機器使用料】税抜き月額1,200円(世帯の生計中心者(所得の最も多い人)が所得税非課税の世帯は無料) 【通話料】自己負担 ☑市内に住所があり、おおむね65歳以上で、日常生活上、常時注意が必要な人または外出困難な在宅の重度身体障害者

●いきいきクラブ

☑事務区を単位に活動している自主的組織のクラブで、新しい仲間づくりや生きがいづくり、健康づくりを目的に、スポーツ、レクリエーション、趣味活動、ボランティアや地域活動を実施 ☑おおむね60歳以上の人

●ヘルプカード

☑高齢者や障害のある人(難病患者を含む)などが、災害時や緊急時、日常生活の中で困った時に、必要な支援や配慮を周囲の人をお願いするためのカード

●ヘルプマーク

☑外見からは分からなくても援助や配慮を必要としている人が、周囲の人にそのことを知らせ、援助を得やすくするためのマーク

●あんしん証

☑顔写真入りで、公共施設の料金割引時の年齢確認や、外出時の緊急連絡用カードとして利用可能なカード ☑60歳以上の人

平成30年度

情報公開制度・個人情報保護制度の運用状況

総務課 ☎775-4963・FAX775-9819

市民の知る権利を尊重し、市民に信頼される開かれた市政の発展を目的に情報公開制度を設けています。また個人の権利利益の保護と、公正で信頼される市政を推進するため個人情報保護制度を設けています。

■情報公開制度

市が保有している行政文書を請求または申し出に基づいて公開する制度です。平成30年度の公開の請求・申し出の処理件数は、493件でした(表1)。

公開の請求または申し出を受けた行政文書は、原則として全てを公開することになっていますが、特定の個人が識別される個人情報や法令などの規定により公にすることができない情報などが含まれる行政文書は、非公開になる場合があります。

●**対象の行政文書** 市職員が職務上作成し、または取得した文書、図画、写真、磁気テープ・ディスクなどです。

【表1】行政文書の公開についての運用状況 (平成31年3月末現在)

実施機関	受付区分	受付件数	処理件数					未処理件数
			公開	部分公開	非公開 (文書不 存在を含む)	取り 下げ	計	
市長	請求	150	36	60	39	14	149	1
	申出	115	25	86	1	2	114	1
	合計	265	61	146	40	16	263	2
教育委員会	請求	181	37	35	102	7	181	0
	申出	0	0	0	0	0	0	0
	合計	181	37	35	102	7	181	0
農業委員会	請求	1	0	1	0	0	1	0
	申出	0	0	0	0	0	0	0
	合計	1	0	1	0	0	1	0
水道事業の管理者の権限を行う市長	請求	26	1	25	0	0	26	0
	申出	6	0	5	1	0	6	0
	合計	32	1	30	1	0	32	0
消防長	請求	0	0	0	0	0	0	0
	申出	3	3	0	0	0	3	0
	合計	3	3	0	0	0	3	0
議会	請求	12	2	6	4	0	12	0
	申出	1	0	1	0	0	1	0
	合計	13	2	7	4	0	13	0
合計	請求	370	76	127	145	21	369	1
	申出	125	28	92	2	2	124	1
	合計	495	104	219	147	23	493	2

※「請求」とは市内に在住か在勤または在学の人などが、平成12年4月1日以後に市が作成または取得した行政文書の公開を求めることをいい、「申出」とは請求権のない人が行政文書の公開を求めること、または平成12年4月1日以前の行政文書の公開を求めることをいいます。
※上記以外の実施機関は実績がありません。

●**請求または申し出の方法** 情報公開コーナー(市役所1階)または各担当課で、請求書または申出書を用いています。市は請求または申し出があった日から起算して15日以内に公開・非公開の決定をし、請求者または申出人に文書で公開の日時を、非公開の場合はその理由をお知らせします。

●**審査請求** 請求した人が非公開または部分公開とした決定に納得できない場合には、審査請求をすることができます。弁護士などの専門家で構成された審査会に内容の調査・審議を諮問し、その答申に基づいて裁決します。平成30年度には審査請求が2件あり、いずれも教育委員会に対するものでした。

■個人情報保護制度

市が保有する個人情報の取り扱いの基本的なルールを定めたものです。これにより個人情報を保護する措置を徹底するとともに、自分の個人情報の開示・訂正などを請求する権利を保障しています。平成30年度の個人情報の開示請求の処理件数は61件で、個人情報の訂正などの請求はありませんでした(表2)。

収集する個人情報は、事務を行うに当たって必要な範囲内の個人情報です。思想、信条など内心の自由についての個人情報や社会的差別の原因となる可能性のある個人情報は、原則として収集していません。

【表2】個人情報の開示などの運用状況 (平成31年3月末現在)

実施機関	受付件数	処理件数						未処理件数
		開示	部分開示	不開示	不存在	取り下げ	計	
市長	61	24	31	0	5	1	61	0

※上記以外の実施機関は実績がありません。

■会議公開制度

市が設置する各種の審議会・委員会・協議会などの会議を原則として公開するものです。

「会議開催のお知らせ」を情報公開コーナーと各支所・出張所に掲示します。傍聴希望の人は、会議の当日、直接会場においでください。平成30年度の運用状況は表3のとおりです。

【表3】会議の公開の運用状況

区分	公開	審議事項によっては非公開となる	非公開
開催件数	114	21	201
傍聴人数	43	11	—

※非公開の会議の開催件数201件中189件は、介護認定審査会の会議の開催件数です。

財政事情を公表

財政課

☎775-4247・☎776-8873

毎年6月と12月に財政事情を公表しています。これは、市民の皆さんが納めた貴重な税金や国・県からの支出金などが、どのように使われているかをお知らせし、市政について理解を深めていただくためのものです。

今回の収支状況などは平成31年3月31日現在のもので、4月1日～5月31日の出納整理期間の収入・支出は含まれていません。その分を含めた平成30年度決算は『広報あげお』12月号でお知らせします。

引き続き上尾市財政規律ガイドラインに基づき、財政基盤の強化を図り、健全な財政運営に努めてまいります。

■会計別の収支状況

(単位:億円)

会計名	予算現額	収入済額	収入率(%)	支出済額	執行率(%)
一般会計	621.8	556.3	89.5	556.3	89.5
国民健康保険	217.4	211.5	97.3	211.9	97.5
介護保険	157.8	154.5	97.9	140.3	88.9
公共下水道事業	54.6	52.3	95.8	50.1	91.8
後期高齢者医療	27.7	26.4	95.3	25.3	91.3
合計	1,079.3	1,001.0	92.7	983.9	91.2

■水道事業会計の収支状況

(単位:億円)

会計名	予算現額	収入・支出済額	収入・執行率(%)
収益的収入	44.2	44.2	100.0
収益的支出	43.1	38.9	90.3
資本的収入	1.7	1.5	88.2
資本的支出	14.2	13.3	93.7

■一般会計の収支状況明細

平成31年3月31日現在の市民1人当たりの支出額は、約24万3,400円です。

●歳入

(単位:億円)

款	予算現額	3月末収入済額	収入率(%)
市税	308.8	300.3	97.2
国庫支出金	99.7	96.6	96.9
市債	50.3	4.5	8.9
県支出金	40.8	32.5	79.7
地方消費税交付金	37.4	37.8	101.1
地方交付税	25.0	27.3	109.2
繰越金	22.1	22.1	100.0
諸収入	11.7	9.2	78.6
使用料及び手数料	6.6	6.5	98.5
地方譲与税	3.9	4.0	102.6
その他	15.5	15.5	100.0

- 市税…個人や法人が市に納める税金
- 国庫支出金…国と市が共同で行う事務・事業に交付されるお金
- 市債…道路や学校などの整備を行うために銀行などから借りたお金
- 県支出金…県と市が共同で行う事務・事業に交付されるお金
- 地方消費税交付金…消費税のうち一定割合(8分のうち0.85分)が人口などに応じて全国の市町村に交付されるお金
- 地方交付税…一定水準の行政サービスを提供するため、国から交付されるお金
- 繰越金…前年度の会計から持ち越されたお金
- 諸収入…市の預金利子や貸付金の元金収入など、他の収入には含まれないお金
- 使用料及び手数料…施設の使用料や住民票などを取得する時にかかる手数料
- 地方譲与税…国税として徴収される自動車重量税などのうち、市に譲与されるお金

●歳出

(単位:億円)

款	予算現額	3月末支出済額	執行率(%)
民生費	295.2	274.8	93.1
総務費	63.7	55.0	86.3
公債費	66.7	63.7	95.5
土木費	57.1	42.9	75.1
衛生費	54.3	43.3	79.7
教育費	47.7	42.7	89.5
消防費	26.1	24.0	92.0
商工費	4.5	4.1	91.1
議会費	4.3	4.1	95.3
農林水産業費	1.9	1.7	89.5
予備費	0.3		

- 民生費…保育所の運営、高齢者や障害のある人へのサービス提供などの費用
- 総務費…選挙、戸籍、徴税、庁舎管理などの費用
- 公債費…借り入れたお金の返済などの費用
- 土木費…道路、河川、公園の整備・管理、都市整備などの費用
- 衛生費…ごみ・し尿の処理、環境対策、健康推進などの費用
- 教育費…学校、図書館、公民館などの管理・運営、文化・スポーツ振興の費用
- 消防費…消防施設の整備や救急活動、災害対策などの費用
- 商工費…商工業の推進や振興などの費用
- 議会費…議会運営などの費用
- 農林水産業費…農林水産業の推進や振興などの費用

■市債の状況

平成31年3月31日現在の市民1人当たりの市債残高は、33万2,889円です。

区分	金額
一般会計	547億3,280万円
公共下水道事業	173億2,112万円
水道事業	40億2,414万円
合計	760億7,806万円

※市債とは、学校や道路、上下水道などの公共施設を整備するために国や県、金融機関などから借り入れたお金です。

■市有財産の状況

市が保有する主な財産は、以下のとおりです。

(単位:㎡)

	土地	建物
行政財産	1,768,379	382,924
普通財産	117,739	7,789
合計	1,886,118	390,713

※行政財産とは、庁舎、消防施設など市が直接使用する財産や学校、公民館、公園など、市民が共同利用する施設です。

※普通財産とは、貸し付けなどができる特定の使用目的を持たない財産です。